

外国為替証拠金取引説明書



はじめに

外国為替証拠金取引をされるに当たっては、本説明書の内容を十分に読んでご理解下さい。外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。外国為替証拠金取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

第1章 リスクについて	
1-1. 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について	3
1-2. 外国為替証拠金取引における主なリスク	4
第2章 お取引について	
2-1. 外為オンライン取引ルール	7
2-2. 外国為替証拠金取引の手続きについて	12
2-3. 本人確認書類の提出	14
2-4. 外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為	15
第3章 その他	
3-1. 分別保管について	17
3-2. 外国為替証拠金取引に関する主要な用語	17
3-3. 当社の概要	21

本説明書は、金融商品取引業者が金融商品取引法第37条の3の規定に基づき顧客に交付する書面で、同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引に該当する通貨の売買取引である外国為替証拠金取引について説明します。

金融商品取引業者の名称：株式会社新日本通商
金融商品取引業登録番号：関東財務局長（金商）第276号
加入協会：社団法人金融先物取引業協会 会員番号：1544
連絡先：〒103-0001東京都中央区日本橋小伝馬町12-5
Tel:03-5614-7300 Fax:03-5614-7655

第1章 リスクについて

1-1. 外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について

外国為替証拠金取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。また、取引対象である通貨の金利の変動によりスワップポイントが受取りから支払いに転じることもあります。さらに、取引金額がその取引について顧客が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。

- (1) 相場状況の急変により、売付価格(売る時のレート)と買付価格(買う時のレート)のスプレッド幅が広がったり、意図した取引が出来ない可能性があります。
- (2) 取引システム又は金融商品取引業者及び顧客を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。
- (3) 手数料は、商品又は通貨の組合せにより異なります。詳しくは当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」をご参照下さい。
- (4) 顧客が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)は出来ません。
- (5) 当社は、顧客との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。
 - ① OCBC Securities Private Limited(OCBC証券、シンガポール)
(証券業:監督当局/MAS(シンガポール通貨庁)及びSGX(シンガポール取引所))
 - ② ドイツ銀行/Deutsche Bank AG(ロンドン支店)
(銀行業:監督当局/BAFIN(ドイツ連邦金融監督庁))
- (6) 顧客から預託を受けた証拠金は、上記カバー取引相手方、および次の金融機関において当社の自己の資金とは分別して管理しております。
 - ① 株式会社三井住友銀行
 - ② イーバンク銀行株式会社
 - ③ 株式会社新銀行東京
 - ④ 株式会社ジャパネット銀行
 - ⑤ 株式会社みずほ銀行
 - ⑥ 株式会社千葉銀行
 - ⑦ 株式会社ゆうちょ銀行

当社、カバー取引相手方又は顧客資金の預託先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金その他の顧客資金の返還が困難になることで、損失が生ずるおそれがあります。

1-2. 外国為替証拠金取引における主なリスク

(1) 価格変動リスク

為替相場は 24 時間常に変動しており、外国為替取引は価格変動リスクを伴います。ある通貨を対価として、その通貨以外の通貨を売買する取引を指しますが、値幅制限もなく短期間で大きく変動する場合もあり、変動によっては為替差損が発生します。また、その損失はお客様が当社に預託された額を超える可能性もあります。

(2) 流動性リスク

マーケットの状況によっては、お客様が保有するポジションを決済することや、新たにポジションを保有することが困難となる場合があります。外国為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、通常高い流動性を示しています。

しかし、主要国での祝日や、ニューヨーククローズ間際、週はじめのオープンにおける取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、当社の通常の営業時間帯であってもマーケットの状況によっては、レートの提示が困難になる場合もあります。また、天変地変、政変、戦争、為替管理政策の変更、同業罷免等の特殊な状況下での特定の通貨の取引が困難または不可能となる可能性もあります。

(3) 金利変動リスク

外国為替証拠金取引は、通貨の交換を行うと同時に金利の交換も行われ、スワップポイントの受け払いが発生します。スワップポイントは各国の経済状況や金融政策等を反映しており、日々変動するものです。したがって、常に受け払いされる金利が一定とは限りません。

(4) 取引証拠金・スワップ金利・取引手数料の変更リスク

取引証拠金・スワップ金利・取引手数料は為替相場の状況、各国の金利政策の動向等により、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。また、それに伴い資金の追加が必要になったり、自動ロスカット値が近くなる可能性もあります。

(5) レバレッジ効果リスク

外為オンラインはレバレッジ（てこの作用）による高度なリスクが伴います。実際の投資した資金に比べて大きな取引が可能のため、大きな利益が期待できる反面、相場が思惑に反した場合には損失も大きくなります。マーケットがお客様のポジションに対して不利な方向に変動し、当社の定めるロスカット値を割った時、自動的に成行決済注文にて処分させていただきます。証拠金取引では預託した資金に対し過大なポジションを保有することにより、相対的に小さな資金で大きな利益を得ることが可能ですが、逆に、預託した資金をすべて失う、あるいは預託した資金を越えて損失を被る可能性も同時に存在します。

(6)OTC(相対取引)リスク

外為オンラインはお客様と当社とのOTC（相対取引）であり、当社の信用状況によっては損失を被る危険性があります。また、当社が提示する為替レートは他の情報（テレビやインターネット等）とは同一ではなく、不利な価格で成立する可能性もあります。

(7)カバー取引リスク

外為オンラインでは、お客様からの注文をインターバンク市場にてカバー取引を行っており、お客様からお預かりした証拠金の一部をそのカバー先へ預託しております。それ故、カバー先の信用状況により損失を被る危険性もあります。また、何らかの事情によりすべてのカバー先においてカバー取引が出来ない状況になった場合、お客様の取引が困難になる可能性もあります。

(8)ロスカットリスク

外為オンラインでは一定の間隔で行われる時価評価により有効証拠金が、ロスカット値以下（取引ルール 15 ロスカット参照）の状態では有効証拠金が更新された場合、未決済ポジションの全てが決済され、相場状況や市場の休日を越えて（月曜日は当社の取引開始（午前 7 時）レートにて）執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を超える損失となる可能性もあります。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。

(9)逆指値注文リスク

外為オンラインでは値幅制限がないことから、逆指値注文は為替レートが急激に変動した場合や逆指値注文が市場の休日を越えて成立する場合（月曜日はオープンレート（午前 7 時）で成立となる）、注文した価格から大きく乖離して約定することがあり、必ずしも損失を想定した範囲にとめられるとは限りません。

(10)指値注文リスク

外為オンラインでの指値注文は為替レートが急激に変動した場合や指値注文が市場の休日を越えて成立する場合（月曜日はオープンレート（午前 7 時）が対象となる）、原則的に注文した価格で約定するため、約定時点のスポットレートより不利なレートで成立することがあります。

(11)スリッページリスク

外為オンラインでの取引注文では、為替レートが変動した場合、提示レートより不利なレートで成立することがあります。

(12)個人情報に関するリスク

外為オンラインを利用するにあたり使用するログインID・パスワード等の個人情報が窃盗・盗聴等により第三者に漏れた場合、その第三者がお客様の個人情報を悪用することに

よりお客様が損失を被る可能性があります。

(13) 電子取引システムリスク

電子取引システムの場合、お客様および当社の通信機器故障、通信回線の障害、情報配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害等により、一時的または一定期間、お客様の取引が不可能になる場合があります。また、取引は出来ても配信されるレート、情報が誤配および遅配により、実勢とはかけ離れたレートでの約定、および約定されたものが取消される可能性があり、当該取引については当社の判断により対応させていただきます。

(14) 関連法規の変更リスク

外国為替証拠金取引に係る関連法規の変更等により、現状より不利な条件での取引となる可能性があります。

(1)～(14)のリスクは、外為オンラインにおける主なリスクについて記載したのですが、これが全てのリスクとは限りません。

第2章 お取引について

外国為替証拠金取引とは、証拠金を預託することにより、銀行間での外国為替直物取引の商慣行である通常2営業日後に実行される受渡し期日を、決済取引を行わない場合には繰り延べすることで、決済するまでポジションの継続を可能にした取引をいいます。

2-1. 外為オンライン取引ルール

ルール1 取引形態

外為オンラインはインターネットを利用したオンライン取引とします。

ルール2 取引単位

外為オンラインにおける各通貨の取引単位は当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。

ルール3 呼び値の最小変動幅

呼び値の最小変動幅は1ポイント（PIP）とします。

ルール4 取引証拠金

- (1) 取引証拠金は通貨ペア及び商品毎に異なります。取引証拠金については、当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。
- (2) 取引証拠金は為替変動により変更されることがありますので、為替相場の変動次第で資金の追加が必要になる場合もあります。

ルール5 スワップポイント

- (1) スワップポイントとは、ポジションを決済せずにロールオーバーを行う事で1日ごとに発生する金利のことです。
- (2) スワップポイントは金利の高い通貨を買った（低い通貨を売った）場合には受取ることができます。金利の低い通貨を買った（高い通貨を売った）場合には支払いとなります。
- (3) スワップポイントは各国の金利情勢等により変動します。

ルール6 口座資産の評価

お客様の保有するポジションについては当社の提示するレートにより適宜再評価（以下、預かり評価という）されるものとします。

ルール7 返還可能額・新規注文可能金額

口座資産から取引証拠金・評価損益（スポット損益・スワップ損益・取引手数料）、注文中証拠金を引いた金額が正の場合、この金額が返還可能額であり新規注文可能額でもありま

す。

ルール 8 取引手数料

外為オンラインにかかる手数料はホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。

ルール 9 スプレッド

外為オンラインにはスプレッドが存在します。スプレッドとは、各通貨ペアの売付価格（売る時のレート）と買付価格（買う時のレート）との差額をいいます。スプレッドは各通貨ペアごとに異なり、その値は常時変動します。また当社は顧客に提示する売付価格を当社カバー先から供給される価格に応じて、通常0ポイントから5ポイント下の価格で決定し、買付価格を同じく0ポイントから5ポイント上の価格で決定します。スプレッドについては当社ホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照下さい。

ルール 10 証拠金等の入金

- (1) 当社への証拠金等の入金は当社が利用する金融機関への振込によるものとします。振込手数料は、原則的にお客様負担とします。
- (2) お客様から預託を受ける証拠金は日本円のみです。有価証券等による充当はできません。
- (3) 証拠金の預託先は株式会社新日本通商です。

ルール 11 証拠金の出金

- (1) 預託すべき証拠金の金額を超過して預託している場合、超過している金額の全部又は一部を返還請求することができます。
- (2) 当社からの証拠金の出金をご登録頂いている金融機関口座への振込みによるものとします。手数料は原則として当社にて負担します。
- (3) 出金可能額は返還可能額の範囲内となりますが、全額出金を除く出金のご依頼につきましては1件あたり5,000円以上とさせていただきます。ポジションをお持ちの場合は急激な相場変動を考慮した出金をお奨めします。
- (4) 出金を依頼された場合、原則として請求があった日から2営業日以内に、お客様指定の金融機関口座へ振り込みます。但し、年末年始、またはゴールデンウィーク等の祝祭日については、金融機関の営業日に基づき、事前に当社ホームページにて案内するものとします。

ルール 12 差金決済に伴う金銭の授受

転売又は買戻しに伴う顧客と当社との間の金銭の授受は、次の計算式により算出した金銭を授受します。

① 対円通貨ペア取引

(決済約定レート－新規約定レート) × 取引数量 + 累積スワップポイント

② それ以外の通貨ペア取引

(決済約定レート－新規約定レート) × 取引数量 × **円貨レート** + 累積スワップポイント

※**円貨レート**とは後(右側)に標記される通貨の実勢売付価格のことをいいます。

(例: EUR/USD の場合、USD/JPY の実勢売付価格)

ルール 13 決済期限の繰り延べ

外国為替直物市場は取引の2営業日後に外貨とその対価の交換を実施します。しかし、外為オンラインはポジションのロールオーバー(ポジションの決済日を翌日以降に繰り延べること)を行うことで、ポジションを維持継続するので決済期限はありません。つまりお客様がポジションを決済するまで保有し続けます。また、ロールオーバーは、実質的には売り付けた通貨を借り入れ、買い付けた通貨を預け入れることになるので、その借入金利と預入金利との間の金利差に相当するスワップポイントを当社との間で授受します。同じ通貨の組合せについてのスワップポイントは、顧客が受け取る場合の方が顧客が支払う場合よりも小さくなっています。また、売買ともに支払いとなることもあります。

ルール 14 有効証拠金

有効証拠金とは、口座資産に評価損益(スポット、スワップ)を加えたものから、注文中証拠金と出金依頼額を差し引いたものです。

ルール 15 自動ロスカット

(1) 外為オンラインにおいて有効証拠金が、当社指定のロスカット値を割った時点で、自動的にお客様のポジション全てを成行決済注文にて処分します。

<ロスカット値>

レバレッジ 200 倍コース	取引証拠金の 100% の額
レバレッジ 100 倍コース	取引証拠金の 50% の額
レバレッジ 50 倍コース	取引証拠金の 25% の額

例 1 : レバレッジ 200 倍コース 有効証拠金 ¥30,000 で USDJPY (取引証拠金 ¥5,600 のとき) を 1 枚買付けた場合、USDJPY の Bid レートが買付価格より 2 円 45 銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)

例 2 : レバレッジ 100 倍コース 有効証拠金 ¥30,000 で USDJPY (取引証拠金 ¥11,200 のとき) を 1 枚買付けた場合、USDJPY の Bid レートが買付価格より 2 円 45 銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)

例 3 : レバレッジ 50 倍コース 有効証拠金 ¥30,000 で USDJPY (取引証拠金 ¥22,400 のとき) を 1 枚買付けた場合、USDJPY の Bid レートが買付価格より 2 円 45 銭下落するとロスカットとなります。(他にポジションがないとき、なおスワップポイントは考慮しません)

- (2) ロスカットはお客様の大切な資産を保全するための措置ですが、相場の状況等により執行される価格がロスカット値から大きく乖離することがあり、お客様が当社に預託された金額を上回る損失が生じる可能性もあります。仮に証拠金の額以上の損失が発生した場合においても、当社は一切の責任を負わないものとします。なお、発生した不足額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。
- (3) テレビやインターネットなどの情報と当社の価格とは異なる場合がありますことをご了承ください。
- (4) 当社はおお客様が保有しているポジションを維持継続するために、大幅な為替相場変動が発生することを考慮し、余裕を持った資金の預託をお奨めしています。

ルール 16 取引対象通貨

外為オンラインでは米ドル・加ドル・ユーロ・英ポンド・スイスフラン・豪ドル・ニュージードル・円等主要各国通貨の組合せにより取引ができます。取引対象通貨についてはホームページ上の「外為オンライン取引要綱詳細」を参照ください。

※外為オンラインの利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール 17 注文形態

外為オンラインでは以下の注文が行えます。

●成行注文 ●指値注文 ●逆指値注文 ●IFD注文 ●OCO注文●IFDO注文
●トレール注文●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)

※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。

※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。

ルール 18 注文の有効期限

成行注文以外の注文では、注文受付に際し有効期限の指示をしていただきます。有効期限は、当日限り（ニューヨーククローズ時間まで）・無期限・指定期限の3パターンです。無期限の注文は取消を行うまで有効になります。

ルール 19 利用時間

(1) 通常は月曜日午前7時～土曜日午前6時55分

(2) 米国のサマータイム期間中は月曜日午前7時～土曜日午前5時55分

※主要海外市場が休場の場合はこの限りではありません。

※取引システムの保守時間帯は利用できません。

※外為オンラインの利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール 20 ロールオーバーの時間

通常は火曜日～土曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 14 分、
欧米諸国がサマータイム時刻の時は午前 5 時 55 分～午前 6 時 14 分に行われます。
※この時間は、メンテナンス時間（ルール 21）となります。

ルール 21 サービス停止(メンテナンス)時間

- (1) 通常は火曜日～土曜日の午前 6 時 55 分～午前 7 時 14 分
なお、土曜日の午前 7 時 14 分～月曜日の午前 7 時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。
- (2) 米国のサマータイム期間中は火曜日～土曜日の午前 5 時 55 分～午前 6 時 14 分なお、土曜日の午前 6 時 14 分～月曜日の午前 7 時までは指値注文のみとし、執行は不可とします。

※外為オンラインのサービス停止時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。

ルール 22 税金について

個人が行った店頭における外国為替証拠金取引で発生した益金（売買による差益及びスワップポイント収益）は、「雑所得」として総合課税の対象となりますので、雑所得が年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）20 万円を超えた場合には、確定申告をする必要があります。詳しくは、最寄りの税務署もしくは、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

2-2. 外国為替証拠金取引の手続きについて

お客様が当社と外国為替証拠金取引を行う際の手続きの概要は、次のとおりです。

1. 取引の開始

(1) 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、外国為替証拠金取引の概要やリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出、もしくは電磁的方法（オンライン口座開設時）にてご承諾下さい。

(2) 外国為替証拠金取引口座の設定

外国為替証拠金取引の開始にあたっては、あらかじめ当社にマニュアルトレード口座開設申込書・個人情報の提供に関する同意書を差し入れ、外国為替証拠金取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類をご提示いただきます。

2. 新規注文の指示

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社の取扱時間内に、インターネットを通じ各種端末において次の事項を正確に当社に指示して下さい。

- ① 取引通貨ペア
- ② 売付取引又は買付取引の別
- ③ 注文数量
- ④ 価格（指値、成行等）
- ⑤ 注文の有効期間
- ⑥ その他顧客の指示のよることとされている事項

3. 証拠金の差入れ

外国為替証拠金取引の注文をするときは、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。また、証拠金に一定限度を超える不足額が生じるなど、証拠金の追加差入れが必要なときは、これに応じていただきます。当社は、証拠金を受け入れたときは、お客様に受領書を交付します。

4. 決済注文の指示

当社の外国為替証拠金取引は、ポジションを指定後、反対売買して決済いただきます。なお、同一の通貨組合せの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）については、顧客にとって、買付価格と売付価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

5. 注文をした取引の成立

注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした約定通知書をお客様に交付します。

6. 消費税の取扱い

消費税等（消費税、地方消費税）は発生致しません。

7. 未決済ポジション、証拠金等の報告

当社は、お客様に取引状況をご確認いただくため、毎日のお客様の外国為替証拠金取引の未決済ポジション、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を取引システムにて提供しております。

8. 電磁的方法による書面の交付

当社からの書面の交付を電磁的方法により受けることを承諾する場合は、その旨書面または電磁的方法（オンライン口座開設時）による承諾をして下さい。

主な交付書面

取引システム

- ・注文履歴明細・約定取引明細・入出金明細表・スワップ明細表
- ・口座資産 入出金報告書・建玉、証拠金等現在残高報告書・金融商品取引報告書
- ・月間取引残高報告書
- ・金融商品取引年間報告

電子メール

- ・約定通知メール
- ・入出金に係る報告書

ホームページ・電子メール・取引システム

- ・重要な内容の変更の通知
- ・その他当社または法令にて必要とした通知及び報告書

9. その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに当社の取扱責任者に直接ご照会下さい。

外国為替証拠金取引の概要、取引の手続き等について、詳しくは当社にお尋ね下さい。

2-3. 本人確認書類の提出

平成15年1月6日より「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律(本人確認法)」が施行されました。この法律は銀行・保険会社等の金融機関がお客様の氏名・住所の確認及びお客様の取引に関する記録の保存を行うことで金融機関がテロリズムの資金隠しに利用されたり、マネーロンダリングに利用されたりする事を防ぐ事を目的としています。本人確認書類の種類についてはホームページにて公開しております。

本説明書は、法令の変更・監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改訂されることがあります。その改訂内容はホームページに公開するなど当社の方法によりお知らせいたします。なお、改訂内容が、お客様の従来の権利を制限するもの、もしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、当社がその都度定める期日までに異議の申出を願います。期日までに申出がない場合、お客様はその変更にご同意いただいたものとして取り扱います。

2-4. 外国為替証拠金取引行為に関する禁止事項

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした外国為替証拠金取引、又は顧客のために外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為（以下、「外国為替証拠金取引行為」といいます。）に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

- (1) 外国為替証拠金取引契約（顧客を相手方とし、又は顧客のために外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。）の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
- (2) 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
- (3) 外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為（ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にある顧客（勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。）に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対する為替変動リスクのヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。）
- (4) 外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘をする行為
- (5) 外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けた顧客が当該外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為
- (6) 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
- (7) 外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (8) 外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
- (9) 外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧

- 客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
- (10) 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
 - (11) 外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
 - (12) 外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。）
 - (13) 外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
 - (14) 外国為替証拠金取引契約に基づく外国為替証拠金取引行為をすることその他の当該外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
 - (15) 外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
 - (16) 外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為
 - (17) あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により外国為替証拠金取引をする行為
 - (18) 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として外国為替証拠金取引をする行為
 - (19) 外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組合せ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。）
 - (20) 外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う外国為替証拠金取引の売付又は買付と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。）の勧誘その他これに類似する行為をすること

第3章 その他

3-1. 分別保管について

当社では、お客様がより安心できる環境でお取引いただけるよう、お客様からお預かりした証拠金等の資金と当社の固有財産とを明確に区別して新銀行東京に信託する『信託保全』スキームを行なっております。

万が一、当社が破綻した場合、新銀行東京に信託されたお客様の資産は保全されます。また、受託信託銀行が破綻した場合でも信託法により、信託銀行固有の財産から切り離して取り扱われるため、信託財産として保全されます。

特記事項

①当社のお客様に対する債務である口座清算価値を保全するものですが、お客様の取引損益を保証するものではありません。

尚、信託保全スキームは当社が取り扱う外国為替証拠金取引におけるお客様の証拠金全額を保証するものではありませんので、ご注意下さい。

②この信託保全スキームは信託機関の満了や信託の解約により終了する場合があります。その際には、当社からお客様に対してその旨を告知致します。また、法令等の変更により、分別保管の方法を変更することがあります。

3-2. 外国為替証拠金取引に関する主要な用語

・アスク(オファー)

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を売付ける旨の申出をすることをいいます。お客様はその価格で買付けることができます。

・一般顧客(いっばんこきやく)

金融商品取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる金融商品取引業者もしくは適格機関投資家等または資本の額が 3,000 万円以上の株式会社にもいずれも該当しない顧客をいいます。

・受渡日(うけわたしび)

取引した通貨を交換する日であり、決済日のことをいいます。

・売ポジション(うりポジション)

売付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・売決済(うりけっさい)

買ポジションを手仕舞う(買ポジションを減じる)ために行う売付取引をいいます(転売)。

・外国為替証拠金取引(がいこくかわせしょうきんとりひき)

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、店頭デリバティブ取引の一つです。

・買ポジション(かいポジション)

買付取引のうち、決済が終了していないものをいいます。

・買決済(かいけっさい)

売ポジションを手仕舞う(売ポジションを減じる)ために行う買付取引をいいます(買戻し)。

・カバー取引(カバーとりひき)

金融商品取引業者が顧客を相手方として行う外国為替証拠金取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、当該外国為替証拠金取引と取引対象通貨、売買の別等が同じ市場デリバティブ取引又は他の金融商品取引業者その他の者を相手方として行う為替取引又は外国為替証拠金取引をいいます。

・金融商品取引業者(きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ)

外国為替証拠金取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

・逆指値注文(ぎやくさしねちゅうもん)

売買取引注文をする時点よりも上がったらい、下がったらい売るとい注文です。ストップオーダー売ポジションを手仕舞う(売ポジションを減じる)ために行う買付取引をいいます。

・差金決済(さきんけっさい)

取引の決済にあたり、原商品の受渡しをせず、算出された損失または利益に応じた差金を授受することによる決済方法をいいます。

・指値注文(さしねちゅうもん)

価格の限度(売であれば最低値段、買であれば最高値段)を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めないで行う注文を成行注文といいます。

・証拠金(しょうきん)

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる証拠金をいいます。

・スプレッド

買値と売値の差。ビッド・レート（お客様のお取引できる現在の売値）とアスク・レート（お客様のお取引できる現在の買値）の差をいいます。

・スワップポイント

各通貨の金利差に基づき算出される額をスワップポイントといいます。金利差の状況によってスワップポイントの受取り、または支払いとなります。スワップポイントによる損益額はロールオーバー取引時に確定いたします。

・デリバティブ取引(デリバティブとりひき)

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。先物取引及びオプション取引を含みます。

・店頭金融先物取引(てんとうきんゆうさきものとりひき)

外国為替証拠金取引のように、金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われる通貨・金利等の金融商品のデリバティブ取引をいいます。

・店頭デリバティブ取引(てんとうデリバティブとりひき)

金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場及び外国金融商品市場によらずに行われるデリバティブ取引をいいます。

・特定投資家(とくていとうしか)

店頭金融先物取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外の顧客として取り扱えるよう申し出ることができます。

・値洗い(ねあらい)

毎日の市場価格の変化に伴い、評価替えする手続きを値洗いといいます。

・成行注文(なりゆきちゅうもん)

あらかじめ価格を設定しないで行う注文をいいます。

・ビッド

金融商品取引業者が価格を示して特定数量の商品を買付ける旨の申出をすることをいいます。顧客はその価格で売付けることができます。

・ヘッジ取引(ヘッジとりひき)

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減

少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

・ロスカット

顧客の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者がリスク管理のため、顧客の未決済ポジションを強制的に決済することをいいます。

・ロールオーバー

外国為替証拠金取引において、同一営業日中に反対売買されなかった未決済ポジションを翌営業日に繰り越すことをいいます。

・両建て(りょうだて)

同一通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

なお、お客様にとって、買付価格と売付価格の差、手数料及び証拠金を二重に負担すること、支払いのスワップポイントと受取りのスワップポイントの差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがあります。

・レバレッジ

預け入れた現金で何倍分の取引ができるかということです。

3-3. 当社の概要

【商号】

株式会社 新日本通商
関東財務局長（金商）第 276 号（平成 19 年 9 月 30 日）

【代表者】

代表取締役社長 横尾 和也

【設立年月日】

2003 年 4 月 28 日

【沿革】

平成 17 年 5 月 千葉県千葉市に本社設立
平成 18 年 3 月 金融先物取引業申請登録完了（関東財務局長（金先）第 128 号）
平成 18 年 4 月 金融先物取引業協会へ加盟（会員番号：1544）
平成 18 年 4 月 オンライン取引 『外為オンライン』サービス開始
平成 19 年 7 月 東京都中央区日本橋小伝馬町に本社移転
平成 19 年 9 月 金融先物取引業登録完了（関東財務局長（金商）第 276 号）

【所在地】

〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町 12-5 小伝馬町 Y S ビル 4 階

【電話番号】

03-5614-7300

【FAX】

03-5614-7655

【資本金】

1 億 6,000 万円（平成 18 年 3 月 24 日現在）

【主要株主】

遠藤 昭二 他

【主取引銀行】

三井住友銀行
イーバンク銀行
新銀行東京

【主取引カバー先】

ドイツ銀行
O C B C 証券

【事業内容】

1. 金融商品取引法に基づく外国為替証拠金取引及びこれに付随する一切の業務
2. 店頭金融先物取引及びこれに付随する業務

【加入協会】

金融先物取引業協会(会員番号:1544)

【お問合せ及び苦情相談窓口】

フリーダイヤル：0120-465-104
E-mail：support@njt-fx.jp
ホームページ（PC）：<http://www.njt-fx.jp>
（モバイル）：<http://www.njt-fx.jp/m>

【お問合せ時間】

午前9：00～午後5：00（土日・年末年始を除く）

以上

平成19年 9月28日制定
平成19年 12月18日改訂
平成20年 2月 1日改訂

当社の承諾を得ずに無断で複写・複製する事を禁じます。